山形市要介護認定等調査業務に係る
事務処理担当者向け資料

【令和8年10月作成】

1. 要介護認定等調査業務 実績報告書・請求について

(1)要介護認定等調査業務 実績報告書・請求書について

提出書類　・実績報告書
・要介護認定調査実績一覧
・請求書（市ホームページからダウンロード可。白黒印刷可。）

提 出 日　該当月調査実施分を**翌月の15日まで**
（例：５月中に調査した分は６／１５まで提出）
※詳細は（別紙２：更新申請予定者名簿の提出及び委託料支払いまでの流れ）をご参照ください。
※請求を忘れてしまった場合などは早急にご連絡ください。
※３月調査分については、年度末の支払い手続きの関係上
例年**4月5日頃まで**ご提出いただきます。

委託料　**在宅 3，873円（居宅介護支援事業所・地域包括支援センター）**
施設 3，327円（介護保険施設等）

支払日　実績報告書提出月の翌月第４木曜日（予定）

＜留意点＞

◎ 実績報告書と請求書の**所在地・名称・代表者職氏名は業務委託契約書の記載内容と全て同じに記載してください。押印は不要です。**
契約書と記載内容が異なる場合は再提出となります。
※年度の途中で契約内容（事業所名、所在地、代表者、印鑑、振込口座等）に変更が生じた場合は変更届の提出が必要ですので、すみやかに報告してください。
指導監査課への届け出だけではなく、介護保険課への変更届等の提出が必要となります。

◎ 請求書の様式が低画質で印刷され印字が不鮮明なものもあるので文字を認識できる状態でご提出ください。

◎ 要介護認定調査実績一覧で在宅調査と施設調査が混在する場合には用紙を分けてください。
・被保険者番号順（昇順）で記載してください。
・**調査実施日は、マークシートに記載した調査実施日と同じ日付**になります。

◎ 調査した日が属する月の請求が原則です。（４／３０調査は４月分で請求してください）

◎ マークシートと特記事項を提出後に取下・死亡・再調査した場合も請求可能です。

◎ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペン（フリクションペン等）は長期的な保存に適していないため、本市へ提出される請求書等に使用することはできません。訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

◎ **必ず最新の様式を使用してください。**

（2）要介護認定調査員について

認定調査に従事する方が新たに追加になる場合は調査員報告書の提出が必要です。
県の調査員新規研修を受講されているかどうかを確認し、**調査員報告書に介護支援専門員証の写しを添えてすみやかに市に報告**してください。

また、**事業所を異動した場合も調査員報告書による報告が必要です。**
調査員で従事しなくなった場合にもご連絡ください。

介護支援専門員証の写しについて、有効期間の更新をした場合は、速やかに新しい介護支援専門員証の写しをご提出ください。

※令和6年度より様式変更しておりますので、必ず最新の様式を使用してください。

（3）各種様式について

山形市ホームページ上にて各種様式を公開していますので下記 URL より各自でダウンロードをお願いします。

山形市ホームページ　「山形市要介護認定等調査業務の委託について」
URL:https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kenkofukushi/kaigo/1006650/1002240.html

2. 要介護認定等調査業務委託契約の流れ

(1)委託契約意向確認票及び担当外調査受入確認票の送付

「要介護認定等調査業務委託に関する意向確認票」を１月下旬～２月中旬頃を目途に契約者あて（法人）に送付します。翌年度の契約を行う意向があるかどうか、ご回答をお願いします。**（過去実績を参照し、極端に委託実績が少ない場合は意向確認を行いませんのでご了承ください。）**

なお、意向確認票の回答を基に次年度契約書類の作成を行いますので、提出期限の厳守と内容に誤りが無いようご確認のうえ提出ください。また、「要介護認定等調査業務委託における「変更申請調査」及び「担当外調査」の受託意向等の確認について」も同封しますので、変更申請調査及び担当外調査についての受入意向をあわせてご回答ください。

(2)契約関係書類の送付

要介護認定等調査業務委託契約関係書類を３月下旬に送付します。送付書類には、契約書２部の他、各種様式やマニュアル等を同封しますので、必ず調査実施事業所内での共有をお願いします。**新年度で様式や実施方法に変更がある場合がありますので、必ずご確認ください。**

送付資料の中には、**山形市へ返送が必要な書類もあります。必ずご確認ください。**

(3)契約書の確認と押印

・所定の箇所に契約者印を押印し、２部とも山形市へご返送ください。その際、山形市へ提出が必要な書類もあわせてご提出願います。（提出書類については、契約関係書類の送付時に明記します。）
提出期限の厳守をお願いします。

・山形市において、返送いただいた契約書２部の内容を確認し、不備がなければ山形市長印を押印して１部法人へ郵送しますので契約書は大切に保管願います。

(4)年度途中の契約締結について

年度途中から契約を開始することは可能ですが、一時的な人員不足（年度当初の異動で認定調査業務従事者が減少する等）を背景とした契約開始時期の延期は、可能な限り避けていただくようにお願いします。人員の採用見込みがある場合は年度当初からの契約締結の検討をお願いします。各事業所の状況に応じて契約開始時期についての判断を行いますので、可能性がある場合は早めに介護保険課へご相談ください。なお、新規指定事業所で契約締結希望の場合も同様の対応とします。

3.更新申請予定者名簿について

(1)更新申請予定者名簿の提出の流れ

提出書類　・更新申請予定者名簿

提出日　有効期間期限満了月の２か月前の月の**10日まで**

（例：４月末日で期限満了の場合は２/１０まで提出）

依頼書発送日　毎月１５日頃

提出日を過ぎて対象者が追加になる場合

追加になると判明した場合はすみやかにご連絡ください。原則として以下のような対応となります。

(2)毎月15日頃発送する依頼書について

・依頼書を発送済みの場合

→電話連絡により追加対応

・依頼書が未発送の場合

→更新申請予定者名簿の差し替え若しくは提出にて追加対応とし、後日依頼書を送付

・更新申請予定者名簿が未提出の場合（毎月15日前に追加の場合）

→１５日の一斉発送に追加（郵送物とりまとめの都合上一斉発送に間に合わない場合あり）

・更新申請予定者名簿が未提出の場合（毎月15日以降に追加の場合）

→提出の都度、依頼書を発送

＜留意点＞

◎　○月申請分（○月末日認定有効期間満了分）を毎月修正していただくようにお願いします。
（例：３月申請分（４月末日認定有効期間満了分）を２/１０まで提出）

◎　事業所番号に誤りがある状態で提出される事業所がみられます。番号で管理を行っていますので再度ご確認ください。（別紙１：Ｒ８年度契約事業所番号確認表）

◎　**山形市が保険者でない方、みなし2号（第2号被保険者かつ生活保護受給者）は掲載しないでください。第2号被保険者は、生活支援課に有効期間満了日から60日前に直接申請をお願いします。**
（介護保険法上の資格を有していないため生活支援課から介護保険課への依頼がないと認定調査を実施・依頼できません。）

◎　被保険者番号、氏名の誤りがあります。（特に別人の情報の記載が散見されます。）

◎　**実績報告書や請求書と同じ綴りにして提出される事業所がみられます。両者は、処理時期が異なりますので必ず別でご提出ください。**同じ綴りにされた場合、依頼の発送が遅れる場合があります。

別紙1

R8年度契約事業所番号確認表

番号	事業所名
101	山形市社会福祉協議会　居宅
102	居宅　すげさわ
103	居宅　サニーヒル菅沢
104	居宅　サニーヒル山寺
105	ニチイケアセンター山形
106	いきいきの郷　居宅
107	さくらパレス　居宅
108	サンシャイン大森　居宅
109	居宅　ながまち荘
110	みこころの園　居宅
111	居宅　愛日荘
113	篠田　居宅
114	訪問看護ステーションやまがた
115	敬寿園　居宅
116	とかみ共生苑　居宅
117	済生会訪問看護ステーション
118	あっぷるケアサービス
119	B＆Gケアマネジメントサービス
121	ケアサポート蔵王
122	メルヘン　居宅
123	蔵王やすらぎの里　居宅
124	なごみの里　居宅
125	ほほえみ介護
126	愛和ケアセンター
127	居宅　あこがれ
128	あかねヶ丘
129	湖山病院ケアプランセンター
130	いずみケアセンター
131	居宅　六日町あいあい
132	居宅　馬見ヶ崎
133	山形徳洲会介護センター
134	居宅　くろさわ
135	居宅　たきやま
136	至誠堂ケアプランセンターみらい
137	居宅　つばさ
138	居宅　つばさ天童
139	居宅　つばさ北町
140	燦燦
141	居宅　よつば
143	SOMPOケア山形あかねヶ丘
144	SOMPOケア天童
145	SOMPOケア上山
146	スマイルやまのべ
147	ソーレケアセンター花楯
148	山形ケアセンターそよ風

番号	事業所名
149	ｴ･ｱﾛｰﾙｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ
150	樫の木　（ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾎｰﾑ樫の木内）
151	けやきの森　居宅
152	ライフサポートセンターめだか
153	ライフサポートセンターめだか山形南
154	居宅　さくらホーム山形
155	楽聖ケアプランセンター
158	居宅　たかだま
159	居宅　くるみ
160	しあわせ　居宅
161	セントケア訪問看護ステーション山形
163	アエル介護サービス
164	西村山介護計画室
165	かみのやま病院居宅
166	居宅　結いの和
167	グラシアスケアプランセンター
168	居宅　花笑み
170	訪問看護ステーションなないろ
171	居宅　かけはし
172	萬屋薬局ケアプランセンター松の実
173	いちまる　居宅
176	居宅　いろは
178	ケアプランセンターぷらむ
180	居宅介護支援事業所心音
181	ケアプランセンターつどい
182	ケアプランセンターいこい
183	ネヲハルケアセンター
184	ノーマライプランニング
185	かいごの窓口中央店

介護老人福祉施設	
301	指定介護老人福祉施設　愛日荘
302	指定介護老人福祉施設　ながまち荘
303	特別養護老人ホーム　とかみ共生苑
304	指定介護老人福祉施設　みこころの園
305	特別養護老人ホームいきいきの郷
306	指定介護老人福祉施設　蔵王やすらぎの里
307	特別養護老人ホーム　サンシャイン大森
308	指定介護老人福祉施設　菅沢荘
309	指定介護老人福祉施設　なごみの里
310	特別養護老人ホーム　七日町こまくさ園
311	六日町あいあい特別養護老人ホーム
312	特別養護老人ホーム　あこがれ
313	特別養護老人ホーム　大寿荘
314	小規模特養　やすらぎの里金井

番号	事業所名
315	滝山なごみの里
316	飯塚なごみの里
317	鈴川敬寿園
318	山静寿
319	福寿草小荷駄町
321	特別養護老人ホーム　さくらホーム山形
322	特別養護老人ホーム　みはらしの丘
323	ユトリアケアセンター　かすみ
324	特別養護老人ホーム　沼木敬寿園
325	小規模特養　あっぷるの里久保田
326	特養　福寿乃郷
327	地域密着型特養　サンシャイン大森
328	小規模特養　みこころの園南山形
329	べにはなノ杜
330	小規模特別養護老人ホーム　東部の郷
331	小規模特別養護老人ホーム大曽根
332	せん寿ノ杜
333	ユトリアケアセンター　なりさわ
334	特別養護老人ホーム　さくらホーム天童
335	特別養護老人ホーム　あかしや共生苑

介護老人保健施設	
502	老健　フローラさいせい
503	老健　サニーヒル菅沢
504	老健　サニーヒル山寺
505	老健　みゆきの丘
506	老健　メルヘン
507	老健　あこがれ
508	老健　寒河江やすらぎの里
509	老健　木の実

地域包括支援センター	
901	済生会なでしこ地域包括支援センター
902	地域包括支援センター大森
903	地域包括支援センター敬寿会
904	たきやま地域包括支援センター
905	地域包括支援センターふれあい
906	山形西部地域包括支援センター
907	篠田好生会さくら地域包括支援センター
908	地域包括支援センターかがやき
909	霞城北部地域包括支援センター
910	霞城西部地域包括支援センター
911	蔵王地域包括支援センター
912	済生会愛らんど地域包括支援センター
913	南沼原地域包括支援センター
914	金井地域包括支援センター

更新申請予定者名簿の提出及び委託料支払いまでの流れ　　別紙2

「例：認定有効期間が６月末日切れの場合」

	介護保険課	事業所	
４月10日まで		更新申請予定者名簿の提出	
4月15日	依頼書等発送		
５月１日以降		更新申請書及びOCR用紙の提出	
６月15日まで(厳守)		実績報告の提出 ・実績報告書 ・要介護認定調査実績一覧 ・請求書	
７月第四木曜日	委託料の支払い		

更新申請予定者名簿の名称は
「５月申請分（６月末日認定有効期間満了

担当外調査で５月に調査を実施した場合も
６月１５日まで請求